

建設工事等に係る入札契約事務の適正化に関する試行について

当省が実施する建設工事等のうち、平成22年11月1日以降公告・公示いたします事案につきましては、下記事項を試行することと致しましたのでお知らせします。

記

1 地中式又は地上覆土式特定屋外タンク貯蔵所工事に係る入札参加者

本件工事（以下「特定タンク工事」という。）については、当分の間、次のとおり取り扱うこととする。

- (1) 特定タンク工事の公告に当たり、工事概算額が10億円未満であっても、単体有資格業者に加え、特定建設工事共同企業体により競争を行わせるものとする。
- (2) 構成員の数は、2社又は3社とする。
- (3) 代表者にあつては、従来どおり特定タンク工事の実績を有すること。
- (4) 代表者以外の構成員にあつては、地下タンク工事又は類似のタンクの施工実績を有する者とする。
- (5) その他の規定については、「建設工事における共同企業体の取扱いについて(通達)」(装本施計第3537号。19.9.1。)を準用する。

2 一般競争入札における技術提案及び見積り期間の確保

- (1) WTO標準型及び標準型総合評価落札方式にあつては、入札説明書等の交付から競争参加資格確認申請書等の提出期限までの間を20日間以上確保する。
- (2) 設計施工一括発注方式にあつては、入札説明書等の交付から設計提案書提出期限までの間を、明らかに確保する必要がない場合を除き40日間以上確保する。

3 プロポーザル方式における試行

- (1) 実施設計業務における簡易公募型プロポーザル方式の試行
原則価格競争としている実施設計業務の一部については、簡易公募型プロポーザル方式を試行する。
- (2) 公募型又は簡易公募型プロポーザル方式による建設コンサルタント業務等のうち、公表された積算手法がなく専ら見積り等による場合は、手続き開始の公示等に業務の参考概算額を明示する。

以上